

福井市サテライト事業所の指定及び届出の受理に係る取扱指針

1 目的

この指針は、介護保険事業所におけるサテライト事業所の指定及び届出の受理(以下、「指定等」という。)に係る取扱い方針を定めるものとする。

2 定義

この指針において、サテライト事業所とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第2-1に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」を指すものとする。

3 対象事業所

この指針によるサテライト事業所設置の対象となる事業所の種類は介護保険法で規定される居宅サービス事業所及び介護予防サービス事業所、地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち、以下のとおりとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問看護(介護予防も含む)
- (3) 訪問リハビリテーション(介護予防も含む)
- (4) 通所介護
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

4 指定基準

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含め、サテライト事業所として指定することができる取扱いとする。

(1) サテライト事業所の要件

- ①利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ②職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できる体制)にあること。
- ③苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

(2) 人員基準

①訪問介護・訪問看護(介護予防も含む)・訪問リハビリテーション(介護予防も含む)

常勤換算を行う際の事業所の従業員(※)の勤務延時間数に、出張所等における勤務延時間数も含めること。

なお、管理者はその責務を十分に果たせるよう適切に人員を配置すること。また、管理者が主たる事業所との兼務をすることにより関係事業所の管理業務に支障が出ないようにすること。

※訪問介護・・・訪問介護員、訪問看護・・・看護職員、

訪問リハビリテーション・・・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

②通所介護

当該事業所を1単位(主たる事業所とは別単位)とした場合と同様の配置とすること。

③定期巡回・随時対応型訪問介護看護

本体となる事業所及びサテライト事業所のいずれかにおいて、常時1人以上のオペレーターが配置されていること。

訪問介護員等については常時1人以上を配置するとともに、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保すること。

訪問看護を行う看護師等については、本体となる事業所及びサテライト事業所全体で看護師等の員数が常勤換算 2.5人以上であること。

(3) 設備基準

原則として、事業所の設備基準と同様の設備とする。

(4) その他設置にかかる要件

①主たる事業所は、福井市の指定を受けた介護保険事業所であること。

②サテライト事業所の位置は、主たる事業所から自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の距離であること。

③サテライト事業所の数は、主たる事業所1につき、2か所までとすること。

④サテライト事業所の位置は 原則として福井市内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は市外への設置を許可することができる。

5 サテライト事業所設置に係る届出

サテライト事業所を設置する際は、設置する月の前月15日までに、市長に以下の書類を届出ること。

<提出書類>

- ・変更届出書(様式第1号、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については様式第2号)
- ・付表
- ・介護保険事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項
※訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・サテライト事業所と主たる事業所の位置及び両者の距離を示した地図等
- ・サテライト事業所の平面図及び写真(標準様式3)
- ・建物の登記簿謄本または賃貸借契約書の写し
- ・勤務形態一覧表(標準様式1)
- ・運営規程
- ・介護給付費算定に係る体制に関する届出書(別紙2、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については別紙3-2)
- ・介護給付費算定に係る体制状況一覧表(別紙1-1-2、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については別紙1-3-2)

6 その他

サテライト事業所の設置を希望する事業者は、前記の届出をしようとする場合は、主たる事業所の一体的な管理のための体制及びその実行のための内容について十分に確認を行うため、市へ事前相談を行うこと。

7 施行日

この指針は、令和7年4月1日から施行する。